

## 八幡市商工業活性化補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域に根差した商工業活動の活性化を図るため、中小企業者等に対し、予算の範囲内で八幡市商工業活性化補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び市長が特に認める事業者をいう。
- (2) 商工団体等 八幡市商工会及び市内の中小企業者により組織される団体であって市長が適当と認めるものをいう。
- (3) 商店街等 市内の商店街及び小売市場をいう。
- (4) 商店街団体等 京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金交付要綱（平成10年京都府告示第411号。以下「府要綱」という。）第2条第2号に規定する商店街団体等をいう。
- (5) 創業 次に掲げるものをいう。
  - ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（イに掲げるものを除く。）。
  - イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始すること。
  - ウ 中小企業者が自らの事業の全部又は一部を継続して行いつつ新たに会社を設立し、当該新会社が事業を開始すること。
- (6) 創業者 次に掲げるものをいう。
  - ア 前号アに掲げる創業を行おうとする個人であって、3月以内に当該創業を行う具体的計画を有するもの
  - イ 前号アに掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日から1年を経過していないもの
  - ウ 前号イに掲げる創業を行おうとする個人であって、3月以内に当該創業を行う具体的計画を有するもの
  - エ 前号イに掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日から1年を経過していないもの
  - オ 前号ウに掲げる創業を行った中小企業者であって、当該会社設立から1年を経過していないもの
- (7) 第二創業 事業承継を契機として既存事業以外の新事業を開始するこ

とをいう。

- (8) 第二創業者 中小企業者又は特定非営利活動法人で、第二創業を行うものをいう。
- (9) 特定創業者 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づき市長が発行する証明書の交付を受けた者をいう。
- (10) 特産品 八幡市内において生産、加工又は販売されている加工食品（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する加工食品をいう。）又は工芸品をいう。
- (11) ヤワタカラ やわたブランド「ヤワタカラ」として認定されている特産品をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であって市長が認めるものとする。ただし、既に補助金の交付を受けた事業及び本市から他制度による補助金の交付を受ける事業については、対象としない。

- (1) 八幡で買おう応援事業 市内商店等への来店機会の増加を目的として商工団体等又は市内中小企業者3事業者以上が共同で実施する販売促進事業
- (2) 八幡を広めよう応援事業 市内中小企業者が、市内事業者の製品及び技術の販路拡大を目的として展示会等への出展を行う事業
- (3) 八幡を整えよう応援事業 商店街等に防犯カメラ又は府要綱に定める指定施設（以下「指定施設」という。）の設置等を行う事業で、京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金の対象となる事業
- (4) 八幡で始めよう応援事業 創業者が市内での創業に取り組む事業又は第二創業者が市内での第二創業に取り組む事業
- (5) 八幡で作ろう応援事業 市内中小企業者が、新たなヤワタカラ認定を目的として特産品の開発に取り組む事業

2 前項第1号、第2号、第3号及び第5号の事業については、事業実施年度中に事業が完了しないものは、補助金の交付対象としない。

3 第1項第4号の事業については、補助金の交付を申請しようとする日の属する年度中に実施するものについてのみ、補助金の交付対象とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡市商工業活性化補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請者が法人又は団体である場合は、規約、定款、会則又はこれらに準ずる書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者のうち、八幡を広めよう応援事業、八幡で始めよう応援事業又は八幡で作ろう応援事業に対し補助金の交付を受けようとするものは、前項各号に規定する書類のほかに、市税等情報確認承諾書を市長に提出しなければならない。

3 申請者のうち、八幡を整えよう応援事業に対し補助金の交付を受けようとするものは、第1項各号に規定する書類のほかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施に係る見積書、計画図及び導入設備の内容が確認できるもの

(2) 事業実施場所の位置図及び現況写真

(3) 事業実施に当たり法令上の許可が必要な場合はその写し

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要がないと認めるときは、提出すべき書類の一部を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて速やかに補助金の交付を決定し、八幡市商工業活性化補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金交付について条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事前着手)

第8条 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（補助金交付決定前に補助事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付を

申請しようとする日の属する年度の4月1日から補助金交付決定前までに事業を実施しようとする場合（補助金交付決定前に補助事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、事前着手届を市長に提出し、その承認を受けたときは、この限りでない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施及び収支状況について、市長の要求があったときは、速やかに補助事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日までに、八幡市商工業活性化補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業実施内容が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者のうち、八幡を整えよう応援事業に対し補助金の交付を受けるものは、前項各号に規定する書類のほかに、補助事業に係る工事の明細書又は請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、交付すべき補助金の額を確定し、八幡市商工業活性化補助金交付額確定通知書により通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金交付額の確定に係る通知を受けた補助事業者は、速やかに八幡市商工業活性化補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたと

き。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の事業に係るものと区分して処理するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支に関する書類を、他の事業に係るものと区分して整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

(八幡で買おう応援事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 八幡で買おう応援事業補助金交付要綱(平成21年八幡市告示第85号)は、廃止する。

別表(第4条関係)

| 事業区分        | 交付対象者                      | 補助対象経費                       | 補助率 | 補助限度額                             |
|-------------|----------------------------|------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 八幡で買おう応援事業  | 商工団体等、市内中小企業者3事業者以上が参加する団体 | 販売促進イベント等の開催に係る経費として市長が認めるもの | 1/2 | 30万円                              |
| 八幡を広めよう応援事業 | 市内中小企業者                    | 展示会等への出展に係る経費として市長が認めるもの     | 1/2 | 10万円。ただし、展示会等が国外で開催される場合は30万円とする。 |

|             |  |  |       |  |
|-------------|--|--|-------|--|
| 八幡を整えよう応援事業 | 商店街等、市内商店街団体等                          | 防犯カメラ又は指定施設の設置等に要する経費として市長が認めるもの                                 | 1 / 3 | 200万円。ただし、補助金の額が20万円以下となる場合は補助の対象としない。 |
| 八幡で始めよう応援事業 | 創業者又は第二創業者。ただし、八幡市商工会に3年間加入することを要件とする。 | 市内での創業に係る経費又は第二創業に係る経費（事業承継に係る経費を含む。以下同じ。）として市長が認めるもののうち、家賃を除くもの | 1 / 2 | 10万円。ただし、交付対象者が特定創業者である場合は20万円とする。     |
|             |  | 市内での創業又は第二創業に係る経費として市長が認めるもののうち、家賃                               | 1 / 2 | 10万円                                   |
| 八幡で作ろう応援事業  | 市内中小企業者                                | 新たなヤワタカラ認定を目的とした特産品の開発に係る経費として市長が認めるもの                           | 1 / 2 | 10万円                                   |